

「定額減税しきれない人」等への追加の給付金（「不足額給付金」）のご案内

「不足額給付金」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

I 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた人**について、その差額を支給

- 例**
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」>「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった人
 - 子供の出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」<「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった人
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた人

II **本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった人**に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

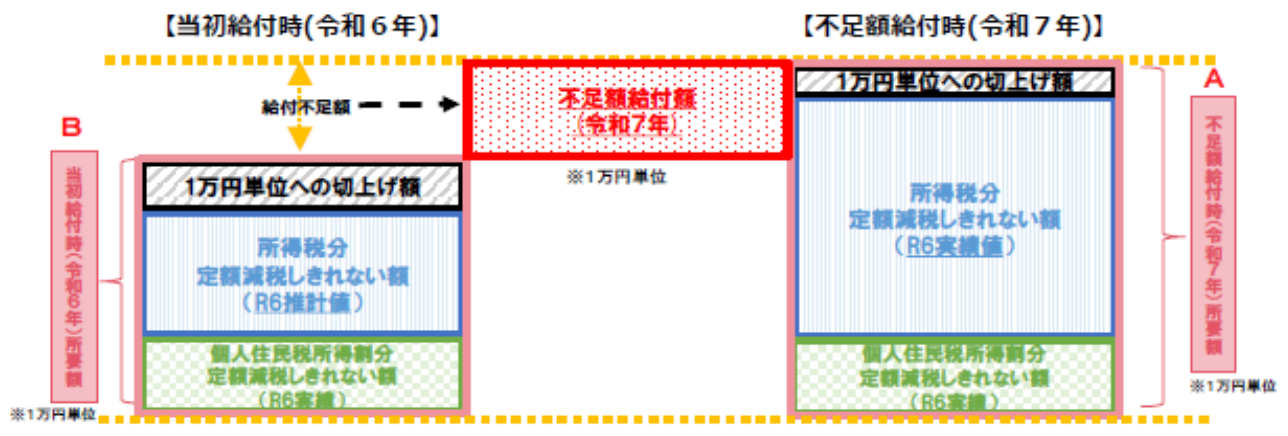
- 例**
- 青色申告専従者、事業専従者（白色）の人
 - 合計所得金額48万円超の人

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた人」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \mathbf{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \mathbf{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \mathbf{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている人、または合計所得金額1805万円超の人は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

「支給のお知らせ（薄紫）」が届いた人

原則として申請手続きは必要ありません。

本給付金の受給を辞退する場合、振込口座の変更等を希望する場合もしくは記載された支給額等に異議がある場合のみ、指定期日までに申し出てください。

特に申し出がなければ、お知らせに記載した支給日に口座振込いたします。

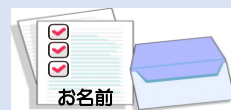
「支給のお知らせ」が届くのは、不足額給付Ⅰに該当する人で、令和6年度に岩泉町から定額減税補足給付金（当初調整給付）を受給している人またはマイナンバーカードに公金受取口座を登録している人です。

※振込口座が確認できない人には「支給確認書」をお送りします。

「支給確認書（水色）」が届いた人

給付金を受け取るには、**必ず書類の提出が必要**です。

確認書の記載内容をご確認のうえ、振込口座などの必要事項を記入し、本人確認書類のコピーと一緒に同封の返信用封筒で返送してください。



審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

※町が確認書を受理した日から1か月後が目安です。

「支給確認書」が届くのは、不足額給付Ⅱに該当する人または上記の「支給のお知らせ」送付対象に該当しない人です。

その他



「定額減税しきれない人」への給付金（「不足額給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

岩泉町役場 税務出納課 税務室

 0194-22-2111 (内線 241・210)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝を除く)

※内閣官房ホームページ 給付金定額減税一体措置もご覧ください
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>

